

公 示

九 州 運 輸 局 長  
 令 和 6 年 9 月 2 日

道路運送法施行規則第15条の6の規定により、下記事案を公示する。

なお、道路運送法施行規則第15条の7に該当する利害関係人であって、意見の聴取の申請をしようとする者は、次の事項を記載した申請書を令和6年9月12日までに、九州運輸局又は運輸支局に提出されたい。

1. 申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
2. 事案の件名及びその番号
3. 意見聴取において陳述しようとする者の氏名及び職業又は職名
4. 意見の聴取における陳述の概要及び利害関係を説明する事項

記

(公示番号 九運公第59号)

一般乗合旅客自動車運送事業の路線の休止又は廃止に係る事業計画変更届出

事案 番号	休止又は 廃止の別	申請者	届出路線		料程	休止又は廃止 の予定日	休止又は廃止 の理由	備考
			起 点	終 点				
福6廃1	廃止	西鉄バス二日市株式会社	福岡県筑紫野市筑紫13-1の地先	福岡県筑紫野市原田6丁目8-4の地先	2.20	R7.4.1	慢性的な乗務員不足及び赤字体質から脱却できないため。	
			福岡県筑紫野市原田6丁目8-4の地先	福岡県筑紫野市原田2243-1の地先	0.19			
			福岡県筑紫野市原田6丁目8-4の地先	福岡県筑紫野市美しが丘北3丁目14-10の地先	1.72			
			福岡県筑紫野市原田6丁目8-4の地先	福岡県小郡市津古935-1の地先	1.72			
			福岡県小郡市津古935-1の地先	福岡県筑紫野市美しが丘北3丁目12-8の地先	2.39			
福6廃2	廃止	西鉄バス二日市株式会社	福岡県筑紫野市筑紫20-1の地先	福岡県筑紫野市山家615-6の地先	8.08			
福6廃3	廃止	西鉄バス二日市株式会社	福岡県筑紫野市山口1912-1の地先	福岡県筑紫野市平等寺705-1の地先	4.38			
福6廃4	廃止	西鉄バス二日市株式会社	福岡県太宰府市五条2丁目1-11の地先	福岡県太宰府市高雄2丁目3847-2の地先	2.70			
福6廃5	廃止	西鉄バス二日市株式会社	福岡県大野城市南ヶ丘2丁目24-1の地先	福岡県筑紫野市二日市中央4丁目4-10の地先	5.06			